（目 的）

　　　　　　第 １ 条 この規程は、従業員ならびにその家族の慶弔または災害および疾病　　　　　　　　　　した際の見舞金支給について定めたものである。

（慶弔見舞金の種類）

従業員に支給する慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

①

②

③ 傷病見舞金

④ 死亡弔慰金

⑤ 災害見舞金

（申請手続）

　　　　　　第 ３ 条 従業員またはその関係者が、この規程に基づき慶弔見舞金を受領し

　　　　　　　　　　ようとするときは、次の書類を上長を経由して会社に提出しなければ　　　　　　　　　　ならない。

① 媒酌人または市区町村長の証明書

② 医師または助産婦の出産証明書

③ 傷病見舞金 医師の療養診断書

④ 死亡弔慰金 医師の死亡診断書

⑤ 災害見舞金 市区町村長の罹災証明書

（重複支給の禁止）

　　　　　　第 ４ 条 この規程による慶弔見舞金の支給事由が、世帯主またはこれに準ず　　　　　　　　　　る者が複数で勤務している場合において同一の事由によるときには、　　　　　　　　　　重複して支給しないものとする。

（結婚祝金）

従業員が結婚した場合は、別に定める結婚祝金を支給する。ただ

し、従業員同士が結婚したときには両者に支給するものとする。

２．前項の場合において、既に結婚祝金の支給を受けた者は前項に掲

げる金額の半額を支給する。

３．女子従業員が結婚のため退職する場合は、退職の日から１ヶ月以

内に結婚するときに限り、結婚祝金を支給する。

（出産祝金）

　　　　　　第 ６ 条 従業員またはその配偶者が出産した場合は、別に定める出産祝金を　　　　　　　　　　支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、従業員およびその配偶者のいずれもが 当社従業員のときには、本人に対してのみ支給するものとする。

（死亡弔慰金）

　　　　　　第 ７ 条 従業員またはその家族が死亡した場合は、次の各号により定める弔　　　　　　　　　　慰金を支給するとともに花輪を供える。

（１）本人が死亡の場合

① 業務上の事故によるとき

② 業務外の事由により死亡したとき

（２）家族が死亡の場合

① 配偶者が死亡のとき

② 子女または実養父母が死亡のとき

③ 配偶者の父母が死亡のとき

２．前項のほか、会社に対する功績その他死亡したときの原因に応じ

て会社が特に認めた場合は、別に特別弔慰金を支給するものとする。

（傷病見舞金）

第 ８ 条 従業員が負傷または被病し、医師の診断によって休業療養する場 合は、次の各号により別に定める見舞金を支給する。

（１）業務上の傷病見舞金

（２）業務外の傷病見舞金

（災害見舞金）

第 ９ 条 従業員の居住する家屋が災害にあった場合は、災害の程度に応じ 次の各号により別に定める災害見舞金を支給する。

（１）全壊・全焼・流出の場合で、家財が全損失したとき。

（２）半壊・半焼の場合で、家財が半損失したとき。

（３）一部破壊・一部焼失・床上浸水の場合で、家財が一部損失した とき。

（各種社会保険等との関係）

第１０条 この規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険および各種

社会保険による給付に係わりなく支給するものとする。

（改 廃）

第１１条 この規程の改廃は、総務部長が立案し、管理本部長と協議のうえ、

社長が決裁する。

（付 則）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。